

社会福祉法人 車胤福祉会

役員等の費用弁償及び役員報酬に関する規程

(目的)

第1条 この規程は社会福祉法人車胤福祉会（以下「法人」という。）の役員等に対する費用

弁償及び役員報酬について規定するものである。

2 法人における役員等とは次に定めるものとする

(1) 評議員

(2) 理事

(3) 監事

(費用弁償)

第2条 前条第2項に定めるものが、法人又は法人の運営する施設の職務のため出張する場合は、費用弁償として日当及び旅費を支給する。

2 日当及び旅費の支給方法は、車胤福祉会旅費規程に準じて支給する。

(役員等報酬)

第3条 役員等の報酬額は、定款及び評議員会で定めた総額の範囲内で、次のとおりとする。

役員報酬（参加1回当たり）

	評議員	理事	監事
評議員会	3,000 円	3,000 円	3,000 円
理事会		3,000 円	3,000 円
監事監査			5,000 円

(役員等の報酬の総額)

第4条 評議員の報酬の総額については、150,000 円、理事の報酬の総額については 126,000 円、監事の報酬の総額については 62,000 円とする。

(報酬の支払い方法)

第5条 報酬の支給方法については、会議終了後に本人へ現金で支払うものとする。

附則

この規程は、平成29年度4月1日より施行する。

この規程は、令和6年7月1日より施行する。